(B)　兵庫・岡山エリア

路線名	対象区間
近畿自動車道名古屋神戸線	川西インターチェンジから神戸ジャンクションまで
近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから春日インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	宝塚インターチェンジから北房ジャンクションまで（ただし、西宮山口ジャンクションを除く。）
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから笠岡インターチェンジ
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号	神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまで
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号	早島インターチェンジから児島インターチェンジまで
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間（ただし、生野北第一インターチェンジ及び福崎北インターチェンジを除く。）

注)Bに定める周遊エリアとの間で、C(A)から(E)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。

(C)　広島・山口東部エリア

路線名	対象区間
中国縦貫自動車道	山口インターチェンジから小郡インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	福山東インターチェンジから廿日市ジャンクションまで及び大竹ジャンクションから山口ジャンクションまで（ただし、防府西インターチェンジを除く。）
中国横断自動車道広島浜田線	広島ジャンクションから広島北インターチェンジまで
広島岩国道路	全区間

注)Bに定める周遊エリアとの間で、C(A)から(C)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。

(D)　福岡・山口西部エリア

路線名	対象区間
中国縦貫自動車道	美祢東インターチェンジから下関インターチェンジまで
山陽自動車道宇部下関線	宇部ジャンクションから下関ジャンクションまで
九州縦貫自動車道	門司インターチェンジから筑紫野インターチェンジまで（ただし、新門司インターチェンジを除く。）
東九州自動車道	北九州ジャンクションから苅田北九州空港インターチェンジまで
関門自動車道	下関インターチェンジから門司インターチェンジまで

注)Bに定める周遊エリアとの間で、C(A)から(C)及び(F)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。

B　周遊エリア

(A)　四国エリア

路線名	対象区間
四国縦貫自動車道	全区間
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島ジャンクションから須崎東インターチェンジまで
四国横断自動車道愛南大洲線	全区間
今治小松道路	全区間

C　経由インターチェンジ

(A)　本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの各インターチェンジ

(B)　本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ又は坂出インターチェンジ

(C)　山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジ

(D)　中国縦貫自動車道の福崎インターチェンジと兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の福崎南インターチェンジ

(E)　中国縦貫自動車道の福崎インターチェンジと兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の福崎北インターチェンジ

(F)　山陽自動車道宇部下関線の宇部ジャンクションと中国縦貫自動車道の小郡インターチェンジ又は山陽自動車道吹田山口線の山口南インターチェンジ

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

1．［3］のうち、「平成72年1月6日」を「平成72年3月8日」に改める。

2．［2］(2)のうち、②を削り、③から⑩を1ずつ繰り上げる。

2．［2］(2)⑧のうち「⑦」を「⑥」、「④」を「③」、「⑤」を「④」、「④と①から③」を「③と①、②」、「⑥」を「⑤」、「③」を「②」に改め、「又は②」を削る。

3．を削る。

別添3のうち、九州縦貫自動車道宮崎線（えびの・宮崎間）の表中、「山之口ＳＡスマート」を「山之口スマート」に、九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）の表中、「由布岳ＰＡスマート」を「由布岳スマート」に改める。